

市川市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、法第11条第1項に定める方針として、市川市（以下「市」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、経済性に留意しつつ、市における温室効果ガスの排出の削減を推進することを目的とする。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者（以下「電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、第5条に定める環境配慮項目を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。

(入札適合者)

第4条 この方針における入札適合者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示を経産産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等や非化石の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 次条で定める環境配慮項目について、表1. 環境配慮項目に関する評価基準表により算定した得点の合計が70点以上であること。

(環境配慮項目)

第5条 この方針における環境配慮項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況
- (4) ①省エネに係る情報提供、簡易的ダイヤモンド・リスポンスの取組
②地域における再エネの創出・利用の取組

(環境配慮項目報告書の提出)

第6条 市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条第1号に定める情報の開示方法及び同条第2号により算定した評価点を環境配慮項目報告書に記載し、他の入札参加資格申請書類とともに市長へ提出するものとする。

(方針の見直し)

第7条 この方針は、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した電力調達契約の推進に資するよう、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(事務処理)

第8条 この方針に係る事務処理は、環境部総合環境課において行う。

(その他)

第9条 この方針により定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和元年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この方針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この方針は、令和5年9月29日から施行する。

表 1. 環境配慮項目に関する評価基準表

環境配慮項目		区分	配点
基本項目	① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.350 未満	70
		0.350 以上 0.375 未満	65
		0.375 以上 0.400 未満	60
		0.400 以上 0.425 未満	55
		0.425 以上 0.450 未満	50
		0.450 以上 0.475 未満	45
		0.475 以上 0.500 未満	40
		0.500 以上 0.525 未満	35
		0.525 以上 0.550 未満	30
		0.550 以上 0.575 未満	25
		0.575 以上 0.600 未満	20
	0.600 以上	0	
	※	② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)	0.675% 以上
0%超 0.675% 未満			5
活用していない			0
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)		8.00 %以上	20
		5.00 %以上 8.00 %未満	15
		2.50 %以上 5.00 %未満	10
		0 %超 2.50 %未満	5
活用していない	0		
基本項目の合計 (A) (①+②+③)		-	100
加点項目	④・省エネに係る情報提供、簡易DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0
	加点項目の合計 (B) (④)		-
合計	基本項目と加点項目の合計 (A+B)	-	105

※環境配慮項目報告書の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、下線を付した「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

【各用語の定義】

① 前年度 1kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている前年度の調整後二酸化炭素排出係数。

② 前年度の未利用エネルギー活用状況 (%)

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉 前年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$$

注 1: 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ・ 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ・ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

注 2: 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。

- ・ 工場等の廃熱又は排圧
- ・ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 108 号)以下「再エネ特措法」という。)第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
- ・ 高炉ガス又は副生ガス

③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況 (%)

前年度の供給電力量(需要端)に占める再生可能エネルギー電気の利用量の割合であり、算定方式は以下のとおりとする。

〈算定方式〉

$$\text{前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{(i)+(ii)+(iii)+(iv)+(v)}{(vi)} \times 100$$

(i)~(v)の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量(送電端(kWh))
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)の量(kWh)
- J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)
非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)
- 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量(kWh)

(vi) 前年度の供給電力量（需要端（kWh））

注1：再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱、バイオマスによる電気を対象とする。

- ④ 「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なディマンド・レスポンスの取組」「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」各取組について、需要家としての省エネルギー及び再生可能エネルギーの促進の観点から評価する。

〈具体的な評価内容〉

- ・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること
- ・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること
- ・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

環境配慮項目報告書

年 月 日

住所

会社名

代表者氏名

「二酸化炭素排出係数及び環境への負荷の低減等に係る環境配慮に関する条件」（別紙）に基づき算定した当社の点数等を報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	該当する記号
(a) ホームページ (b) パンフレット (c) チラシ (d) その他 ()	

2. 環境配慮項目に関する取組状況

環境配慮項目	自社の数値等	点数
① 前年度1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数	kg-CO ₂ /kWh	
② 前年度の未利用エネルギー活用状況	%	
③ 前年度の再生可能エネルギー導入状況	%	
④ ・省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 ・地域における再エネの創出・利用の取組		
合計 (①+②+③+④)		

(注1) 自社の数値等の根拠を示す書類を添付してください。

(注2) この報告書の提出時点で前年度の数値が公表されていない場合は、下線を付した「前年度」を「前々年度」と読み替えるものとする。

担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	